

「平成20年度行政改革の推進について」の概要

H20.2.20 富山県行財政改革推進本部

第1 平成20年度に取り組む行政改革の基本的な考え方(p1)

<主なポイント>

県としては、今後とも、公の施設、外郭団体、組織の簡素化・効率化、職員数の適正化等に積極的に取組み、財政再建の努力を継続するとともに、「活力」、「未来」、「安心」を柱とする「元気とやまの創造」に向けた取組みを加速し、緊要度の高い事業については、政策の選択と集中の考え方立ち、戦略的に取り組んでいく。

第2 平成20年度に実施する主な行政改革

I 簡素効率化の推進と新たな政策課題に対処するための組織整備(p2~13)

<主なポイント>

一新たな政策課題に対処するための組織整備一

- 1 観光交流と地域振興を一元的に推進するための「観光・地域振興局」の設置
- 2 危機管理体制の強化のため、消防・危機管理課を「消防課」及び「防災・危機管理課」に再編
- 3 医療・福祉の充実を図るための中央病院のがん診療体制・研修医の指導体制・看護体制の強化、看護教育充実のための総合衛生学院の体制の強化、知的障害児施設の指導体制の充実
- 4 新幹線開業後の並行在来線の運営等のあり方の検討などのため、総合交通政策課に「並行在来線対策班」を設置
- 5 開発許可審査・指導強化による住みよいまちづくりの推進のため、建築住宅課に「住みよいまちづくり班」を設置
- 6 農林業施策のソフト・ハード両面を一体的に展開するための農業普及指導センター及び農地林務事務所の統合による「農林振興センター」の設置
- 7 農林水産試験研究機関の企画・調整機能を一元化するための農林水産関係4試験研究機関の統合による「農林水産総合技術センター」の設置
- 8 業務の集約化・重点化等による土木センター、厚生センターの機能の充実・強化

一組織の簡素化、業務の効率化のための見直し一

- 1 共通事務効率化の実施に伴う出先機関の人員体制の見直し
- 2 小矢部川発電管理所の支所化など企業局の組織体制の見直し
- 3 新たな政策課題への対応も含めて一般行政部門では148名の減員(H20.4.1の見込み)

II 人件費の抑制(p14~15)

<主なポイント>

- 1 一般行政部門については、平成20年4月までの4年間で444人(10.7%)の削減となり、定員適正化計画の削減目標を1年早く達成する見込み
- 2 集中改革プランに基づき、5年間で全職員数の5.2%、861人を削減
(平成20年4月までの3年間で563人(3.4%)を削減)
- 3 給料は平成20年度から3年間減額
(知事△15%、副知事等△10%、部長級△4%、次長級～課長級△3%、その他の職員△1%)
地域手当は当分の間、本来の支給率3%を凍結

III 公の施設の見直し(p16~18)

<主なポイント>

- 1 第一次提言で廃止を検討すべきとされた施設のうち、3施設※を平成20年3月末で廃止
※3施設:ITセンター・情報工房、木材利用普及センター、国際交流センター
- 2 第三次提言で市町村への移管を検討すべきとされた桂湖野外活動施設については、平成20年4月に南砺市へ移管
- 3 同じく第三次提言で運営方法の改善を検討すべきとされた立山荘については、平成20年4月から、利用料金を見直すとともに指定管理者制度を導入
- 4 最終提言で廃止を検討すべきとされた薬業研修センターについては、平成20年3月末で公の施設としては廃止
- 5 指定管理者制度については、対象となりうる施設には基本的に導入済(H20.4現在58施設)。これにより県民サービスの向上と経費の削減を実現(約12億35百万円)

IV 外郭団体の見直し(p19)

<主なポイント>

- 1 第三次提言で、事業の進捗状況等を踏まえ、順次、廃止を検討すべきとされた団体のうち、
 - ・富山県住宅供給公社については、平成21年3月末を目途に廃止
 - ・富山県土地開発公社については、当面、新幹線用地買収受託事業を促進するため、「新幹線用地調整課」を設置し、用地担当職員を増員(県派遣等)

V 事業の点検・見直し(p20~23)

<主なポイント>

- 1 全ての事務事業について点検を行い、438件の事業を見直し、約14億57百万円の節減
- 2 業務改革の推進、ITの活用、県民の利便性の向上、民間委託の推進
- 3 企業広告などによる収入の確保

VI 職員の能力・資質向上と意識改革(p24~26)

<主なポイント>

- 1 業績評価制度の実施と評価結果に基づく処遇への適切な反映
- 2 民間トップによる講話や座談会の開催、県民奉仕の精神の涵養のための研修の実施など若手職員等の能力発揮や職務意欲の涵養のための環境づくり
- 3 県の重要政策の推進、全国的な政策課題との連携・対応や民間の知恵・活力を学ぶための国、民間企業等への職員派遣
- 4 分権時代に対応できる人材育成のための各種研修による職員の資質向上・意識改革

VII 県民参加と地方分権改革の推進(p27~28)

<主なポイント>

- 1 「元気とやま創造計画」を指針とする総合的、計画的な行政運営の推進
- 2 知事のタウンミーティング、ふれあい対話などを継続
- 3 地方分権改革の推進、市町村への権限移譲

VIII 今後の推進体制(p29)

<主なポイント>

- 1 行政改革の取組状況を厳正に点検し、フォローアップ等を行う第三者機関の設置
- 2 行政改革に不断に取り組むとともに、地方分権、官民連携など新たな行政経営課題に的確かつ速やかに対応するため、「行政システム改革班」を「行政改革・経営班」に改称